

世界自然遺産について

世界自然遺産と新たな候補地について

世界遺産について

* 世界遺産条約

(世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約)

* 採択：1972年11月16日

* 発効：1975年

* 条約締約国数：189カ国（2012.7月現在）

* 条約の概要：

顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産を世界遺産一覧に記載し、国際的な協力・援助体制の下、人類全体の遺産として保護する。

世界遺産の種類



文化遺産（745件）

顕著な普遍的価値を有する記念物、建造物群、遺跡、文化的景観など
例）インドのタージ・マハル、ドイツ連邦共和国のケルン大聖堂など

世界遺産 (962件)

自然遺産（188件）

顕著な普遍的価値を有する地形や地質、生態系、絶滅のおそれのある動植物の生息・生育地など
例）タンザニア連合共和国のキリマンジャロ国立公園、アメリカ合衆国のイエローストーン国立公園など



複合遺産（29件）

文化遺産と自然遺産の両方の価値を兼ね備えているもの
例）ギリシア共和国のメテオラ、グアテマラ共和国のティカル国立公園など



世界遺産登録までの流れ

国内での選定

↓
国の検討会などによる世界遺産候補地の検討、決定

世界遺産委員会における選定

①締約国政府の推薦

- ↓
- ・ 暫定リスト、推薦書を世界遺産委員会に提出
※暫定リスト：推薦を予定している遺産リスト。推薦の1年前までに提出

②諮問機関による調査

- ↓
- ・ 諮問機関による現地調査・書類審査・評価など
文化遺産：I COMOS（国際記念物遺跡会議）
自然遺産：IUCN（国際自然保護連合）

③世界遺産委員会（年1回開催）

- ・ 専門機関からの報告書をもとに世界遺産リストに登録するかどうかを決定。新規に世界遺産に登録される物件や拡大物件、危機遺産などの登録および削除、また、登録された遺産のモニタリングや技術支援、ワールド・ヘリテージ・ファンド（世界遺産基金）の用途などを審議、決定。

世界遺産として登録されるために

- * 登録基準（クライテリア）の一つ以上に合致し、完全性の条件を満たすこと
 - * **【登録基準（クライテリア）】**（世界自然遺産部分のみ抜粋）
 - (vii) 自然景観
最上級の自然現象、又は、類まれな自然美・美的価値を有する地域を包含する。
 - (viii) 地形・地質
生命進化の記録や地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本である。
 - (ix) 生態系
陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群衆の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。
 - (x) 生物多様性
学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する。
- * 国内法により適切な保護管理体制がとられていること
 - * 自然環境保全地域、国立公園等による保護・保全措置（完全性の証明）

平成15年の検討

* 世界自然遺産候補地に関する検討会（H15.2～6）

* 趣旨：屋久島、白神山地の登録から10年が経過、各国が世界自然遺産の推薦を行う場合は、暫定リストの事前提出が義務化

* 詳細検討対象地域（19地域）を絞り込み検討

* 詳細対象検討地域

- | | |
|-----------------------|-------------------------------|
| 1. 利尻・礼文・サロベツ原野 | 11. 南アルプス |
| <u>2. 知床（平成17年登録）</u> | 12. 祖母山・傾山・大崩山、九州中央山地と周辺山地 |
| 3. 大雪山 | 13. 阿蘇山 |
| 4. 阿寒・屈斜路・摩周 | 14. 霧島山 |
| 5. 日高山脈 | 15. 伊豆七島 |
| 6. 早池峰山 | <u>16. 小笠原諸島（平成23年登録）</u> |
| 7. 飯豊・朝日連峰 | <u>17. 南西諸島（奄美・琉球諸島）（推薦中）</u> |
| 8. 奥利根・奥只見・奥日光 | 18. 三陸海岸 |
| 9. 北アルプス | 19. 山陰海岸 |
| 10. 富士山 | |

平成15年の検討

平成15年の検討会の評価

詳細検討 対象地域	1. クライテリアに照らした評価の可能性				2. 国内外の既 登録地等との 比較	3. 完全性の 条件に関す る評価
	地形・地質	生態系	自然景観	生物多様性		
阿寒・屈斜 路・摩周	○世界有数のカルデラ地形が見られる。		○3つのカルデラとカルデラ湖を取り巻く原生林による景観美が見られる ●主要地域内に利用施設や集落などが見られ、人為的改変が少くない。		●カルデラ地形に着目した場合、トバカルデラ（インドネシア）、イエローストーンカルデラ（アメリカ）などより大規模なカルデラが存在するほか、ンゴロンゴロ国立公園（タンザニア）など、より完全なカルデラ壁を有する地域が存在する。	●国立公園等が指定されているが、既指定地全体の範囲で見ると、厳しい規制がかかる区域の割合は低い。
	●カルデラ壁は一部分断されており、学術的観点での価値が完全に残っていない。		○火山地形や原始的な森林などの美的価値を有し、それらの要素を全てカバーするための十分な規模を含んでいる。			



新たな候補地の検討

* 現在の候補地の検討

* 新たな世界自然遺産候補地の考え方に係る懇談会（H24.8～H25.1）

* 背景・趣旨：

- ・知床、小笠原（登録済み）、奄美・琉球諸島（推薦準備中）
- ・平成15年の検討会において、「将来新たな知見や情報が得られ、登録基準や完全性の条件への適合可能性が出てきた場合には、候補地としての検討を改めて行うべき」とされている
- ・平成15年の検討会から10年が経過
- ・新たに候補地を検討する場合の考え方（検討方法、留意点等）を整理

* 懇談会のまとめ

【基本的な方針】

- ・登録基準を満たすと考えられる重要な自然地域が新たに認められた場合には、登録を目指した取組を進めることは、重要な自然環境を後世に伝えていくうえで有効な手段。
- ・新たに登録基準を満たす重要な自然地域の有無を把握するためには、知見や情報の収集・分析・検討は継続することが適当
- ・新たな候補地を検討する際には、既存遺産の管理を充実すべきという国際的な動向を踏まえて慎重に検討することも必要

【新たな候補地を検討する場合の考え方】

- ・平成15年の詳細検討対象地域から候補地として選定された3地域を除く16地域を中心に作業
- ・それぞれの地域の自然度や目指すべき保全管理・利用のあり方に応じて、それぞれの地域にふさわしい国際的な取組を活用するとともに、重要な自然環境の保全の進展が期待されることにも十分配慮すべきである。